

中新川訪問看護ステーション運営規程

令和 8 年 6 月 1 日

告示第 17 号

(目的)

第 1 条 この規程は、中新川広域行政事務組合（以下「組合」という。）が開設する中新川訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、在宅において継続して療養を受ける状態にある者で、主治医が訪問看護等の必要を認めた療養者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の状況を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援する。

2 ステーションは、事業の運営に当たって、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、医療及び福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 訪問看護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
中新川訪問看護ステーション	富山県中新川郡上市町法音寺 51 番地
中新川訪問看護ステーション立山サテライト	富山県中新川郡立山町前沢 1169 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者（常勤の保健師又は看護師） 1 名

ア ステーションの運営に係る事務を総括する。

イ ステーションの職員を管理し、適切な訪問看護等が行われるよう指揮監督する。

ウ 訪問看護等の取扱いについて、総合的に支障が生ずることがないように努め、各関係機関との連絡調整をする。

エ ステーションの設備及び備品等について、衛生的に管理する。

(2) 看護職員（保健師、看護師又は准看護師） 常勤換算 2.5 名以上（管理者含む。）

ア 管理者を補佐する。

イ 訪問看護の実施及び必要書類を作成する。

(3) 理学療法士、作業療法士等 若干名

訪問リハビリテーション等の実施及び必要書類を作成する。

2 その他、業務の状況に応じて、事務職員等を配置することができる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

- 2 ステーションは、利用者の要請、医師の指示その他の事由により訪問看護等を行う必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、営業日以外の日又は営業時間以外の時間において、これを実施できるよう電話等により 24 時間連絡・対応が可能な体制とする。

(利用対象者)

第 6 条 訪問看護等の利用者は、第 17 条に定める通常の事業の実施地域に居住し、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)その他の法律(以下「医療保険等」という。)の規定による訪問看護等に関する給付を受けることができる者で、疾病、負傷等により在宅において療養を受ける状態にあり、主治医が訪問看護等を必要と認める者とする。

(利用申請手続等)

第 7 条 訪問看護等を利用しようとする者(以下「利用申込者」という。)は、中新川広域行政事務組合訪問看護及び介護予防訪問看護実施条例施行規則(平成 28 年規則第 4 号。以下「規則」という。)第 3 条第 1 項の規定により次の書類等を組合管理者に提出するものとする。

- (1) 訪問看護又は介護予防訪問看護申請書
- (2) 主治医が発行する訪問看護又は介護予防訪問看護指示書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、組合管理者が必要と認める書類

- 2 利用申込者は、前項の申込を行うときは、次に掲げるいずれかの方法により、訪問看護等を受ける資格の有無について、ステーションの確認を受けなければならない。ただし、当該利用申込者が緊急やむを得ない事由によって、当該確認を受けることができない者であって、当該訪問看護等を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

- (1) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認(以下「この条において「電子資格確認」という。)
- (2) 利用申込者の提示する健康保険法施行規則(大正 15 年内務省令第 36 号)第 47 条第 2 項に規定する資格確認書又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成 19 年厚生労働省令第 129 号)第 16 条第 1 項に規定する資格確認書
- (3) ステーションが過去に取得した当該利用申込者の被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法(当該者が当該ステーションから訪問看護等を受けようとする場合であって、当該ステーションから電子資格確認による確認を受けてから継続的な訪問看護等を受けている場合に限る。)
- (4) 障害者総合支援法第 54 条第 3 項に規定する自立支援医療受給者証
- (5) 介護保険法に定める被保険者証
- (6) その他厚生労働大臣が定める方法

- 3 利用申込者が電子資格確認により訪問看護等を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げるいずれかの」とあるのは、「第 1 号又は第 3 号に掲げる」と、「事由によって」とあるのは、「事由によって第 1 号又は第 3 号に掲げる方法により」とする。

- 4 組合管理者は、第1項の申請があったときは、承認又は不承認を決定し、規則第3条第2項に定める訪問看護又は介護予防訪問看護決定通知書により通知するものとする。

(掲示)

- 第8条 ステーションは、運営規程の概要、看護師等の勤務体制及びサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所及びウェブサイトに掲示しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第9条 ステーションは、訪問看護等の提供に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項につき、文書を交付その他適切な方法により明示して説明を行い、当該訪問看護等提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(適正な手続の確保)

- 第9条の2 ステーションは、訪問看護等の提供に関し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び訪問看護療養費又は訪問看護介護保険給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行うものとする。

(制度等の健全な運営の確保)

- 第9条の3 ステーションは、訪問看護等の提供に関し、健康保険事業、後期高齢者医療制度及び介護保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めるものとする。

(経済上の利益の提供による誘引の禁止)

- 第9条の4 ステーションは、利用者に対して、利用料その他の費用の額に応じて当該ステーションが行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業、後期高齢者医療制度及び介護保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該利用者が自らのステーションにおいて訪問看護等を受けるように誘引してはならない。

- 2 ステーションは、他の事業者又はその従業員に対して、利用者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業、後期高齢者医療制度及び介護保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、利用者が自らのステーションにおいて訪問看護等を受けるように誘引してはならない。

(特定の主治医及び特定の事業者等への誘導の禁止)

- 第9条の5 ステーションは、訪問看護等の提供に関し、利用者に対して特定の医師を訪問看護等の指示を行う主治医とするべき旨、又は次に掲げるサービスを提供する事業者及び施設（以下この条において「事業者等」という。）を利用するべき旨の指示等を行うことの対償として、主治医又は当該事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

- (1) 介護保険法第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）

- (2) 介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者（同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者に限る。）

- (3) 介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設

- (4) 介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）

- (5) 介護保険法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者に限る。）
- (6) 介護保険法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者
- (7) 介護保険法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者
- (8) 前各号に掲げる事業者等と併せて利用する事業者であつて、当該事業者等と特別の関係にある事業者
（訪問看護等の提供の開始及び終了等）

第 10 条 ステーションは、訪問看護等の提供に際し、利用申込者の主治医が発行する訪問看護又は介護予防訪問看護指示書に基づき、業務に従事しなければならない。

- 2 ステーションは、利用申込者が必要とする療養上の世話の程度その他正当な理由なく訪問看護等の提供を拒んではならない。
- 3 ステーションは、利用申込者の病状、当該ステーションの通常の実施地域等を勘案し、自ら適切な訪問看護等を提供することが困難であると認めた場合には、速やかに主治医への連絡を行い、適当な他の訪問看護等の紹介等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 ステーションは、訪問看護等の提供に当たっては、当該訪問看護等を受ける者（以下「利用者」という。）の心身の状況、服薬状況（残薬の状況を含む。以下同じ。）、病歴、その置かれている環境、他のサービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
- 5 ステーションは、利用者の病状及び心身の状態について、定期的に主治医に訪問看護等の提供の継続の要否を相談しなければならない。
- 6 ステーションは、訪問看護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族等に対して適切な指導を行うとともに、主治医に対する情報の提供及び地域包括支援センター等との連携に努めなければならない。

（訪問看護等の内容）

第 11 条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般状態、病状、精神状態、障害の観察
 - (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
 - (4) 褥瘡の予防・処置
 - (5) リハビリテーション
 - (6) ターミナルケア
 - (7) 認知症患者の看護
 - (8) 療養生活や介護方法の相談及び指導
 - (9) カテーテル等の管理
 - (10) その他医師の指示による医療処置及び在宅療養上必要な援助
 - (11) 日常生活の自立に向けた援助
- 2 訪問看護等の実施時間は、医療保険及び自立支援医療においては、1 日 1 回の訪問につき 30 分から 1 時間 30 分程度を基準とし 2 時間を超えないものとする。また、訪問回数は利用者一人につき週 3 回を限度とする。ただし、別に厚生労働大臣の定める疾病等の利用者については、この限りでない。
 - 3 介護保険を利用する者においての実施時間は、介護保険法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画、又は介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画に基づいて行うものとする。

（基本取扱方針）

第12条 訪問看護等は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実に資するようするとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 ステーションは、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(具体的取扱方針)

第12条の2 看護師等は、次に掲げる方針に沿って訪問看護等を提供するものとする。

- (1) 主治医との密接な連携を図るとともに、訪問看護指示書又は介護予防訪問看護指示書（以下「訪問看護等指示書」という。）及び訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護等計画書」という。）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- (2) 訪問看護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (3) 訪問看護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (5) 訪問看護等の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護の技術をもって、これを行う。
- (6) 訪問看護等の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- (7) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

(記録の記載)

第13条 ステーションは、利用者に対して行った訪問看護等に関し、その者の連携ノートに必要な事項を記載するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第14条 ステーションは、訪問看護等を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに訪問看護等に関する指導に従わないとき。
- (2) 偽り、その他不正の行為によって訪問看護療養費及び介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(主治医等との関係)

第15条 ステーションは、訪問看護等指示書に基づき、利用者の病状及び心身の状態に応じ適切な訪問看護等を行うため、主治医との密接な連携を図らなければならない。

2 ステーションは、訪問看護等の提供に当たり把握した利用者の心身の状況、服薬状況その他必要な情報を主治医に提供するものとする。

3 ステーションは、利用者の同意を得たときは、利用者の調剤を行う保険薬局に対し、必要に応じて当該利用者の服薬状況を提供することができるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第16条 ステーションは、利用者から医療保険等の規定に基づく基本利用料若しくは一部負担金又は介護保険法の規定に基づく自己負担金を徴収する。

2 ステーションは、医療保険等の規定に基づく訪問看護等の利用者から別表に定めるその他の手数料を徴収する。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて訪問看護等を提供する場合は、訪問 1 回当たりの交通費として、当該訪問看護等を提供する事業所と利用者の居宅との往復の距離に、1 キロメートルにつき 40 円を乗じて得た額（この額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

4 ステーションは、訪問看護等の提供に当たっては、利用者又はその家族等に対し、提供するサービスの内容、費用その他必要な事項について文書により説明を行い、その同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）

第 17 条 通常の事業の実施地域は、富山県中新川郡上市町、立山町及び舟橋村の区域とする。

（訪問看護等計画書及び訪問看護等報告書の作成）

第 18 条 看護師等（准看護師を除く。）は、利用者ごとに訪問看護等計画書及び訪問看護報告書又は介護予防訪問看護報告書（以下「訪問看護等報告書」という。）を作成するものとする。

2 ステーションの管理者は、訪問看護等報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

3 ステーションは、主治医との連携を図り、適切な訪問看護等を提供するため、訪問看護等報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。

（緊急時の対応）

第 19 条 看護師等は、現に訪問看護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時救急の手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い、その指示を求めるなど、必要な措置を講じなければならない。

（職員の研修）

第 20 条 ステーションの管理者は、業務に従事する看護師等の資質の向上を図るため必要な研修を受けさせるものとする。

（記録の整備）

第 21 条 ステーションには、次の記録簿を完結の日から 5 年間備えておかなければならない。

(1) 管理に関する記録

ア 事業日誌

イ 職員の勤務状況、給与、研修に関する記録

ウ 月間及び年間の事業計画表、事業実施状況表

(2) 他市町村等との連絡調整に関する記録

(3) 訪問看護等に関する記録

ア 訪問看護等記録書

イ 訪問看護等指示書

ウ 訪問看護等計画書

エ 訪問看護等報告書

オ 市町村等に対する情報提供書

(4) 会計経理に関する記録

(5) 設備備品等に関する記録

(6) 身体的拘束等に係る記録

(7) 市町村への通知に係る記録

(8) 苦情の内容等の記録

(9) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（秘密保持）

第 22 条 看護師等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。当該看護師等がその職を退いた後も同様とする。

2 ステーションは、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族等の個人情報を利用する場合は、あらかじめ当該それぞれの文書による同意を得なければならない。

(苦情処理)

第 23 条 ステーションは、提供した訪問看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 ステーションは、提供した訪問看護等に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 ステーションは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善を市町村に報告しなければならない。

5 ステーションは、提供した訪問看護等に係る当該利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 ステーションは、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 24 条 ステーションは、利用者に対する訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、組合管理者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 ステーションは、利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

4 ステーションは、訪問看護等に係る安全管理のための体制を確保しなければならない。

(同居家族に対する訪問看護等の禁止)

第 25 条 ステーションは、看護師等にその同居の家族である利用者に対する訪問看護等の提供をさせてはならない。

(虐待防止に関する事項)

第 26 条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 サービス提供中に、看護師等又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

- 第 27 条 ステーションは、利用者が保険者に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、介護保険法第 41 条第 6 項の規定による法定代理受領サービスに該当しない訪問看護等に係る費用の支払を受けた場合は、提供した訪問看護等の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（衛生管理等）

- 第 28 条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事務所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 ステーションは、事務所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) ステーションにおいて、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

- 第 29 条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント対策）

- 第 30 条 ステーションは、ハラスメントの発生、予防等についての対策として、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置
- (2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置
- (3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化及び看護師等への周知・啓発
- (4) 相談対応のための担当者や窓口を定め、看護師等に周知する。

（中新川訪問看護連絡協議会の設置）

- 第 31 条 ステーションには、訪問看護事業の円滑な推進を図るため、中新川訪問看護連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

- 2 連絡協議会は、医療、福祉関係の代表者及びその他組合管理者が必要と認めた者をもって構成し、委員は組合管理者が委嘱する。
- 3 連絡協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 事業にかかる連絡調整
- (2) 事業の検討及び評価

- (3) その他必要な事項
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 連絡協議会に会長及び副会長それぞれ一人を置くものとする。
 - (1) 会長は、医師会長の職にある者とし、副会長にあっては、会長が委員のうちから指名するものとする。
 - (2) 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
 - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 6 連絡協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
 - 7 連絡協議会は、年 1 回開催するものとし、その他必要がある場合は、随時開催するものとする。
 - 8 連絡協議会の事務は、組合において処理する。
- (その他)
- 第 32 条 この規程に定めるもののほか、ステーションの運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 16 条関係）

種類	区分	定義	手数料の額
その他の手数料	時間外手数料金	規則に定める利用時間以外の利用	1 回(2 時間)につき 800 円
	超過手数料金	1 回当たりの訪問看護等の時間が 2 時間を超える利用	30 分までごとに 700 円